

滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱

(設置の目的)

第1条 滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、難病や薬物依存症等であって障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象とならない障害者に対して日中活動の場を提供し、地域における障害者の社会的な自立と福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 センターは、当該センターの利用者（以下「利用者」という。）が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 センターは、利用者の意思および人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 センターは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置および運営主体)

第3条 センターの設置および運営主体は、市町、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人または知事が適当と認めた法人とする。

(利用者)

第4条 センターの利用者は、次に掲げる者であって、原則として当該市町に居住地を有し、市町長が、障害者自立支援法に基づくサービスの利用が困難であるため、当該センターを利用することを適当と認めた者とする。ただし、他の市町に居住地を有するであっても、居住地を管轄する市町長がセンターの利用を適当と認めた場合は利用できるものとする。

1 厚生労働省の難治性疾患克服研究事業の対象となる特定疾患およびこれに準ずると認められる稀少疾患に罹患している者

2 薬物依存症として診断を受けた者およびその回復に向けた治療等が必要と認められる者

- 3 さまざまな要因により就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態（ひきこもり状態）にあり、精神保健福祉分野での支援が必要と認められる者
 - 4 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に定める発達障害者
 - 5 その他センターの利用が適当と判断される障害者
- 2 市町長が前項に掲げる者のセンターの利用を判断するにあたっては、専門医による診断や支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議を開催して意見を求めるなど、当該対象者の状況やニーズを十分に把握したうえで利用の可否を決定するものとする。
- 3 センターの利用者は、原則月16日以上通所可能な者とする。ただし、障害や疾病の状況から、継続した通所はできないが、職員が、休業中の利用者に対して支援を行うことにより、断続的な利用が見込まれる者については、通所日数が16日未満であっても利用対象とする。

（運営規程）

第5条 センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的および運営の方針
- 2 職員の職種、員数および職務の内容
- 3 利用定員
- 4 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類およびその額
- 5 施設の利用に当たっての留意事項
- 6 非常災害対策
- 7 虐待の防止のための措置に関する事項
- 8 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第6条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第7条 センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 センターは、職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

1 前条に規定するサービスの提供の記録

(1) 事業に関する項目

①利用者処遇に関するもの(フェイスシート、個別支援計画、ケース記録)

②作業内容に関するもの(作業日報、賃金支給台帳等)

(2) 内容に関する項目

利用できる時間、送迎の実施、利用定員、職員数、利用できる地域、利用者の障害種別・等級別人数、建物構造と面積、センターの特色

(3) 利用料に関する項目

食事に要する費用、日常生活費の額

(4) 事業報告書等

事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿

2 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

3 第19条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第9条 センターは、5人以上20人未満の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

1 創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所

2 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所必要な設備および備品等を備えること。
- 2 便所利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第11条 センターに置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

- 1 施設長 1
- 2 指導員 2以上
- 2 施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、または他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 施設長は、障害者および障害児の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第13条 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(賃金の支払)

第14条 センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第15条 センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第16条 センターは、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、当該センターにおいて感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第18条 センターは、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 センターは、その提供したサービスに関し、都道府県または市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 センターは、都道府県または市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県または市町村に報告しなければならない。

5 センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(検査等)

第20条 県および市町は、センターに対し、運営状況等についての報告や資料の提出を求め、必要な場合には実地による検査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 共同作業所から滋賀型地域活動支援センターへ移行した場合、移行日前日において、滋賀県障害者共同作業所設置運営要綱第3、滋賀県機能強化型障害者共同作業所設置運営要綱第3、滋賀県精神障害者共同作業所設置要綱第3に該当し、共同作業所を利用していた者については、第4条各号を満たす者とする。
- 3 重点機能型地域活動支援センターから滋賀型地域活動支援センターへ移行した場合、移行日前日において、滋賀県重点機能型センター設置事業実施要綱第4条に該当し、重点機能型地域活動支援センターを利用していた者については、第4条各号を満たす者とする。
- 4 第4条第1項第4号に定める発達障害者の利用にあたっては、滋賀型地域活動支援センターでの受入れのほか、障害者自立支援法第5条第1項に定める障害福祉サービス事業を行う事業所において一体的に受け入れることにより、本要綱に基づくサービスを提供できるものとする。(ただし、利用者の受入れにあたっては、関係法令等に照らして当該事業所の運営に支障がない場合に限る。)